

2019年全国家計構造調査 格差指標・個人収支の 結果表について

令和2年10月21日

総務省統計局

(1) 格差指標に関する結果表の見直し

<背景>

- 1999年から2014年までの全国消費実態調査における格差指標関係結果表は、1997年にOECD経済政策委員会（第一作業部会）での所得格差に関する議論で求めに応じて提出した結果表（1984～1994年結果を提供。参考1）とおおむね同様式で作成
- その後、OECDではI D D(OECD Income Distribution Database)を構築。個票を国際機関に提供できない国（日本を含む）に対しては、所定の結果表の提出を求めている（参考2）
- 2015年から、OECDでは資産の保有状況を加味したW D D(OECD Wealth Distribution Database)を構築（参考3）
- 1999年調査結果公表時と異なり、現在は格差指標に対する注目度が高く、一般利用者が利用しやすい結果表を作成していく必要

(1) 格差指標に関する結果表の見直し

<対応方針>

- 結果表を、IDDやWDDへの提出表をベースにしたものに再編（別添）
- 都道府県別の指標
 - 1979年調査から算出していた都道府県別世帯年収等のジニ係数は、IDD等との整合をとり、等価可処分所得等を用いたものに移行
 - 都道府県別貧困率について、2019年調査は標本規模拡大により実際に達成された精度を今後確認の上、公表の可否を検討（2014年調査以前は集計していない）
- 指標の変動要因の分析に資するため、各種属性別の分布表を作成
- 現在はOECDへの提出が求められておらず、一般の利用需要も少ない「等価弾性値1」による指標作成や、「アトキンソン係数」などの指標作成は、集計リソースの制約などを考慮し廃止（参考4、5）

(1) 格差指標に関する結果表の見直し

<対応方針（続き）>

● 貧困率関係の用語・表章内容の整理

（整理にあたってのポイント）

- 「相対的貧困」自体は、等価可処分所得の中位数の50%の額を貧困線とするほか、中位数の60%などを貧困線に設定することも考えられるが、国際的にヘッドラインとなっている「中位数の50%」関係を主系列に位置付け、「中位数の60%」は「参考」に位置付ける
- 「絶対的貧困」（1997年当時の表では“Absolute Poverty”と表記）を、「〇〇年調査の貧困線(物価変動調整済)」に用語変更（現在のIDDでは“Anchored Poverty”と表記）した上で、「参考」に位置付ける
- 貧困世帯内のジニ係数や、中位数の40%等を基準とした貧困指標は、現在はOECDへの提出が求められておらず、一般の利用需要も少ないことから表章廃止

(1) 格差指標に関する結果表の見直し

<対応方針（続き）> （貧困率関係の表章内容案）

2019年調査(2014年遡及表を含む)・表章案	1999年～2014年調査 (第84表)	
① 貧困線(等価可処分所得の中位数の50%の額)未満の者の割合(%)	相対的貧困世帯 中位数の60%未満・世帯員分布(%)	⑥/②
② 世帯人員数	中位数の50%未満・世帯員分布(%)	①(=③/②)
③ 貧困線(等価可処分所得の中位数の50%の額)未満の世帯人員数	中位数の50%未満・平均所得(千円)	④
④ 貧困線(等価可処分所得の中位数の50%の額)未満の者の平均所得(千円)	中位数の50%未満・収入ギャップ(%)	⑤
⑤ 貧困線(等価可処分所得の中位数の50%の額)未満の者に対する所得ギャップ(%)	中位数の50%未満・ジニ係数	(廃止)
⑥(参考)等価可処分所得の中位数の60%の額未満の世帯人員数	中位数の40%未満・世帯員分布(%)	(廃止)
⑦(参考)等価可処分所得の中位数の60%の額未満の者の平均所得(千円)	中位数の30%未満・世帯員分布(%)	(廃止)
⑧(参考)等価可処分所得の中位数の60%の額未満の者に対する所得ギャップ(%)	絶対的貧困世帯 基準値の60%未満・世帯員分布(%)	(廃止)
⑨(参考)2004年調査の貧困線(物価変動調整済)未満の世帯人員数	基準値の50%未満・世帯員分布(%)	⑨/②
⑩(参考)2004年調査の貧困線(物価変動調整済)未満の者の平均所得(千円)	基準値の50%未満・平均所得(千円)	⑩
⑪(参考)2004年調査の貧困線(物価変動調整済)未満の者に対する所得ギャップ(%)	基準値の50%未満・収入ギャップ(%)	⑪
	基準値の50%未満・ジニ係数	(廃止)
	基準値の40%未満・世帯員分布(%)	(廃止)
	基準値の30%未満・世帯員分布(%)	(廃止)

(1) 格差指標に関する結果表の見直し

<対応方針（続き）>

- 等価可処分所得の算式について、2012年のOECD基準改定を反映する
【旧基準】

$$\begin{aligned} \text{等価可処分所得} &= \text{雇用者所得} \\ &+ \text{財産所得（個人年金を含み、企業年金を含む）} \\ &+ \text{事業所得（農林漁業その他の事業収入※）} \\ &+ \text{移転所得（社会保障給付）} \\ &- \text{移転支出（税・社会保険料※）} \end{aligned}$$

※OECDの旧基準では、「世帯により直接支払われる税」を控除するのみ定義し、資産保有税の扱いは不明確であった。全国消費実態調査では、1999年調査から開始した等価可処分所得の算出に当たり、従前の旧経済企画庁による推計の考え方を踏襲し、収入に帰属家賃等を含まないことと整合的にするため固定資産税等は控除対象外と整理していた

※全国消費実態調査1999～2014年調査の結果表では「自家消費」を含めて算出している

【新基準】

$$\begin{aligned} \text{等価可処分所得} &= \text{雇用者所得} \\ &+ \text{財産所得（個人年金を含み、企業年金を除く）} \\ &+ \text{事業所得（農林漁業その他の事業収入 + 自家消費）} \\ &+ \text{移転所得（社会保障給付 + 企業年金受取金 + 仕送り金収入）} \\ &- \text{移転支出（税・社会保険料※ + 企業年金掛金 + 仕送り金支出）} \end{aligned}$$

※OECDの新基準においては、控除対象の税について「所得及び資産に対し課される直接税」と明確化されたことから、固定資産税等を控除対象に含めることとする（OECD事務局と協議済）

(1) 格差指標に関する結果表の見直し

<対応方針（続き）>

- ジニ係数の算式精緻化
 - 1979年調査から2014年調査まで、ジニ係数の算出にあたっては十分位階級の結果表を作成し、そこからシンプソンの近似式（参考6）を用いて算出していた。これを、個票からの算出とすることで精緻化
- 現在、OECDでは所得、消費、資産の統合分布に関するデータベースの構築準備中。これに対応した結果表について、参考表としての公表を検討（公表時期等は別途検討）

(1) 格差指標に関する結果表の見直し

<新旧接続について>

- 「新基準」による等価可処分所得は、2014年以前への遡及が不可能（算出に必要となる調査項目がないため）



- 2019年調査は「新基準」と「旧基準」の両方について、等価可処分所得（ジニ係数、貧困率）を作成・公表
- 2014年遡及（乗率の作成方法を2019年調査と同様にしたもの）で、「旧基準」の等価可処分所得（ジニ係数、貧困率）を作成・公表
 - ・ 「旧基準」のジニ係数は、旧計算方式（シンプソンの近似式）により算出
- さらに、前回調査との厳密な比較需要に応えるため、参考として『基本調査のみを対象とし、旧計算方式（10地方、世帯人員別等による比推定）による乗率』による「旧基準」の等価可処分所得の作成・公表を検討

(2) 個人収支に関する結果表

- 標本規模がやや拡大（673世帯→898世帯）されたものの結果精度の改善は僅か（1.16倍程度を想定）であり、利用需要がC P I ウエイトの作成などに限定されているため、結果表は2014年調査と同様のものとする（別添）
- 「家計簿C」調査の廃止に伴い、「家計簿への記入の有無別」（2014年調査第39表）の結果表は廃止